

北部広域ネットワーク利用要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本要綱は、北部広域ネットワーク（以下「広域ネットワーク」という。）の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(目的)

第2条 北部広域市町村圏事務組合（以下「広域組合」という。）は、広域ネットワークの一部を民間に開放し、低廉で高速の情報通信サービスが享受できる環境を整備し、地域の情報格差を是正すると共に、産業の集積及び情報化等への積極的な支援を行う。

(利用者)

第3条 広域ネットワークの利用者は、広域ネットワークの効果的な活用により、地域振興や産業の活性化、新たな事業展開などを図ろうとする企業、団体等で、第8条の規定により理事長の承認を得た者とする。

(用語の定義)

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広域ネットワーク

- ・北部広域ネットワーク整備事業にて、各役場、公民館等を光ファイバで結び、都市と地方の情報通信格差の是正を図り、産業の活性化や企業誘致を促進すると共に、医療・教育・福祉などの公共サービスの推進を目的とした高速大容量の情報通信基盤

(2) 芯線貸しサービス

- ・広域ネットワーク光ファイバーケーブルを貸出しするサービス
- ・広域ネットワーク光ファイバーケーブルを利用した、芯線貸しサービス

(3) インターネット接続サービス

- ・広域ネットワークを利用した、インターネット接続サービス

(4) 企業向け広域クラウドサービス

- ・広域ネットワーク内にある共同利用プラットフォームを利用し、企業誘致の促進また進出企業等の支援を目的としたクラウド提供サービス

(サービスの変更・終了)

第5条 組合側の都合によるサービス休止および廃止については 30 日前に通知するものとする。

第2章 利用の内容

(利用の内容)

第6条 広域ネットワークは広域ネットワークの拠点となっている施設もしくは自設回線を通

じた接続により利用する。

- 2 芯線貸しサービスは、公共的利用を行うもののみに限定するものとし、広域組合からは芯線のための提供を行い、接続機器等においては利用者が自ら設置する。

なお、広域ネットワークが既存芯線から接続点までの延長および敷設が必要な場合は申請者が負担するものとする。

- 3 インターネット接続サービスは、自社インターネット環境での利用を行うもののみに限定するものとし、ベストエフォート型サービスを提供する。

- 4 企業向け広域クラウドサービスは、企業（法人）を対象かつ、自社ネットワーク環境での利用を行うもののみに限定する。なお、サービスの種類は「グループウェア」「オンラインストレージ」「貸出し仮想サーバ（VPN）」とし、ベストエフォート型サービスを提供する。

（利用許可期間）

第7条 広域ネットワークの利用許可期間は3年以内とする。

- 2 前項の期間は、これを更新することができる。この場合には第10条の規定を準用する。

第3章 利用の手続等

（利用申し込み等）

第8条 広域ネットワークを利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）は、広域ネットワーク利用承認申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、次に掲げる書類を添付して、別に定める期間内にこれらを理事長に提出しなければならない。

ただし、第17条の規定により利用承認を取り消された者は、再度利用申し込みをすることが出来ない。

- (1) 利用者の氏名、会社名（代表者名）、住所、利用内容などの情報を広域組合のホームページなどで公開することを承諾する旨の書面
- (2) 未成年者にあつては保護者による同意書

（利用の承認）

第9条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、広域ネットワークの利用を承認する。

- (1) 申し込みのあった利用の方法又はその保守が技術上困難なとき。
- (2) 別に定める接続仕様の物理的要件及び論理的要件に適合しないとき。
- (3) 十分な回線の余裕がない等利用を承認することにより広域ネットワークの総伝送容量を超過し、他の利用者の通信環境の劣化を招く恐れがあるとき。
- (4) 広域ネットワーク利用承認申請書に虚偽の記載を行ったとき。
- (5) 第25条に規定する禁止行為を行う恐れがあるとき。
- (6) その他第2条の規定に照らして適当でないと判断したとき。

- 2 理事長は、利用を承認した場合、その旨文書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(利用承認の更新等)

第10条 利用承認は年度内に終期のあるものを除き年度末を終期とし、利用者、広域組合いずれからも申出が無い限り、特別な手続きをすることなく更新するものとする。

2 利用承認は利用者が利用者としての要件を欠くに至った場合には、その時点において効力を失うものとする。

(利用状況の報告)

第11条 理事長は、広域ネットワークの効率的な運用を図るため、必要に応じて利用者より利用状況を報告させることができるものとする。

(申し込み内容の変更)

第12条 利用者は利用承認に係る事項について変更を行おうとするときは、広域ネットワーク利用内容変更承認申請書(様式第3号)に必要事項を記入し、第7条各号の書類を添付の上、理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定にも関わらず、利用者はその氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について変更があったときは、変更があった日から30日以内に広域ネットワーク利用者氏名等変更届出書(様式第3号-2)を理事長に提出しなければならない。

3 第9条及び第10条の規定は、第1項の規定による利用内容の変更の承認について準用する。

(権利譲渡の禁止)

第13条 利用者は、広域ネットワークを利用する権利の一部又は全部を第3者に譲渡、貸与(名義貸しを含む)又は担保提供などを行うことはできないものとする。

(地位の承継の届出)

第14条 企業若しくは団体の合併等により利用者の地位を継承しようとするものは、原則として継承しようとする日の30日前までに、広域ネットワークの利用に係る地位承継届(様式第4号)により理事長に届け出なければならない。

(利用者のネットワーク設備の設置等)

第15条 広域ネットワークに接続するための通信回線やネットワーク機器に関しては、利用者が自ら設置するものとする。

2 利用者は、広域ネットワークの運用に支障を来さない様、前項の設備の維持管理を行うものとする。

第4章 利用停止及び利用承諾の取り消し

(利用の終了)

第16条 利用者は、広域ネットワークの各種サービスの利用を終了するときは、その30日前までに広域ネットワーク利用終了届(様式第5号)により、理事長に届け出なければならない。

2 利用者は広域ネットワークの利用を終了したときは、その責任において理事長が指定する日までにネットワーク設備の取り外しを行わなければならない。ただし、当該利用者が取り外しを行わない場合、広域組合がこれを代行し、当該利用者に対し取り外しに要した費用を請求できるものとする。

(利用の停止)

第17条 広域組合は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該利用者の広域ネットワークの利用の一部又は全部を一時的に停止できるものとする。

- (1) 第25条に定める禁止行為を行い又は行うおそれがあるとき。
- (2) 広域組合が行う技術指導及び警告に従わないとき。
- (3) 本要綱に定める事項を遵守しないとき。
- (4) 申請書に基づく適切な利用をしていないと認められるとき。
- (5) その他利用者として不適当と判断される行為を行ったとき。

2 理事長は、前項の規定による利用の一時停止をするときには、あらかじめ利用者に対して通知するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

3 理事長は、第1項の規定による利用の停止の自由が解消されたと認められる場合には、利用の停止を解除するものとする。なお、利用の停止を解除する場合は、利用者に対して通知するものとする。

(利用承認の取り消し)

第18条 前条の規定により当該利用者の利用が停止されてから、30日を経過しても改善がなされない場合、又は30日以内であっても広域ネットワークの運営に著しい支障があると認められる場合には、理事長は利用承認を取り消しできるものとする。

2 前項の規定に関わらず、利用者が広域ネットワーク利用承認申請書に虚偽の記載を行ったことが判明したときや入居費を滞納したときは、理事長は直ちに利用承認を取消することが出来るものとする。

3 利用承認を取消した場合には、理事長は利用者に対してその旨を文書で通知するものとする。

4 第16条2項の規定は、利用承認が取消されたときについて準用する。

第5章 運用・保守

(広域組合の装置維持義務)

第19条 広域組合は、広域ネットワークの運用に支障を来さない様、設備の維持管理を行うものとする。

(運用の一時停止)

第20条 次の各号のいずれかに該当する場合には、理事長は広域ネットワークの運用を一時停止することが出来るものとし、この場合には停止する日の30日前までに利用者に対して通知するものとする。ただし、緊急の場合にはこの限りではない。

- (1) 広域ネットワークの運営に係る設備の保守又は工事のためやむを得ないとき。
- (2) 広域ネットワークの運営に係る設備に障害が発生する等のやむを得ない事由があるとき。
- (3) その他利用の停止が必要であると理事長が判断したとき。

第6章 利用料金等

(経費の負担等)

第21条 広域ネットワークの利用に関する利用者の経費負担は、次の通りとする。

- (1) 広域ネットワークの利用料金においては、別表に定める。
- (2) 広域ネットワークに接続する通信回線費用及び回線工事費用、ネットワーク機器及び設置に必要な諸経費は、利用者の負担とする。

(利用料金の納付時期)

第22条 利用料は、利用年度ごとに前項の(1)の規定により算出された料金を開始日の月から徴収するものとし前納しなければならない。ただし、北部広域市町村圏事務組合が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

- 2 各種サービスの利用を終了するときは、月の途中で中止及び廃止した場合であっても、当該月分を徴収する。

(利用料金の減免)

第23条 利用料は、理事長が特別の理由があると認めたときは、これを減免することができる。

(利用料金の返還)

第24条 年度途中において広域ネットワークの利用を終了した場合は、既に納付した利用年度の利用料金より利用終了日の翌月分からの利用料について返還する。ただし、北部広域市町村圏事務組合が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

- 2 利用料金の返還の有無については、広域ネットワーク利用終了に係る利用料返還について(様式第6号)により通知するものとする。

第7章 利用者の義務及び禁止行為

(利用者の義務)

第25条 広域ネットワークの利用により利用者が他者に損害を与えた場合は、当該利用者の責任と必要において解決するものとする。

- 2 利用者は、本要綱を遵守するとともに、広域ネットワークの運営に協力するものとする。

(禁止行為)

第26条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 広域ネットワークの利用又はその運営を妨害する行為
- (2) 広域ネットワークの運営に係る設備又は他者が利用のため設置した設備に支障を与える行為
- (3) 他の利用者、広域組合又は第3者の知的財産権、肖像権、プライバシーを侵害する行為
- (4) 他の利用者、広域組合又は第3者を差別又は誹謗中傷し、その名誉又は信用を毀損する行為
- (5) 身分を偽り、第3者になりすまして広域ネットワークを利用する行為
- (6) 有害なコンピュータプログラム等の送信行為
- (7) 他の利用者、広域組合又は第3者に不利益を与える行為

- (8) その他法令に違反し、又は公序良俗に反する行為

第8章 免責等

(責任の制限)

第27条 広域組合は不測の事態による広域ネットワークの運用の停止等又は第19条の規定に基づく広域ネットワークの運用の一時停止によって利用者又は第3者に生じた損害については、損害賠償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。

2 広域組合の故意又は重大な損失により広域ネットワークの利用ができなかった場合は、前項の規定は適用しないものとする。

3 利用者が広域ネットワークの利用によって他の利用者又は第3者に対して損害を与えた場合、広域組合は損害賠償その他の法律上の責任を負わないものとする。

4 広域組合は、利用者が広域ネットワークを通じて受発信する情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保障責任も負わないものとする。

5 広域組合は、利用者自身が広域ネットワークに接続するためのいかなる通信回線、機器、ソフトウェアについても、その動作保障を一切行わないものとする。

6 利用者が広域ネットワークの利用に関する問い合わせ等に要した経費については利用者が負担するものとする。

7 利用者は第5条3項の芯線貸しサービスを利用するに当たり、接続に関するセキュリティ、機能等のトラブルによる責任を負うものとする。

(損害賠償の請求)

第28条 利用者が違法、不正又は本要綱に反して広域ネットワークを利用し、それにより広域組合に損害を与えた場合、広域組合は当該利用者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとする。

第9章 雑則

(要綱の変更)

第29条 この要綱を変更するときは、要綱の変更日の30日前までに利用者に対して変更後の要綱の内容及び変更日を文書で通知するものとする。

2 利用者は、要綱の変更日の10日前までに文書で広域組合に申し出ることにより、要綱の変更日をもってこの利用を終了することができるものとする。要綱の変更日の10日前までに利用者から本件利用を終了する旨の文書が広域組合に到達しなかったときは、要綱の変更を承認したものとみなすものとする。

3 要綱の変更日以降の利用については、変更後の要綱に従うものとする。

(機密保持)

第30条 広域組合は、広域ネットワークの運用によって知りえた利用者の業務上の秘密を第3者に漏らさないものとする。

(知的所有権)

第31条 広域組合が広域ネットワークの運営に関して作成した一切の著作物等の知的所有権は広域組合に帰属する。これらの使用を希望する者は、広域組合に申し出て許可を得るものとする。

(連絡事項の通知)

第32条 広域組合から利用者に対する通知は、本要綱に別に規定が無い限り原則として次の各号により行うものとする。

- (1) 全利用者に共通する通知事項は、広域組合のホームページ等の連絡事項に掲載すると共に、各利用者に電子メールにより通知する。
- (2) 個別の利用者に対する通知事項は、当該利用者に電子メールにより通知する。

(協議)

第33条 広域ネットワークの利用にあたり、本要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合、広域組合と利用者双方が誠意を持って協議し解決を図るものとする。

(合意管轄裁判所)

第34条 広域ネットワークの利用に関して訴訟を持って紛争を解決する必要がある場合は、那覇地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

(事務手続き)

第35条 この要綱の実施に必要な事務処理は、広域組合で行うものとする。

(その他)

第36条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年5月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年7月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第 20 条関係)

1 施設及び付属設備利用料

名 称		単位・容量	利用料 (円／月)
芯線貸しサービス		芯・m・年	12.4
インターネット接続サービス		回線	11,000
企業向け 広域クラウドサービス	グループウェア	100GB (61～300 名程度)	15,000
		15GB (26～60 名程度)	10,000
		10GB (11～25 名程度)	5,000
		5GB (～10 名程度)	2,500
	オンラインストレージ	50GB	5,000
	貸出し仮想サーバ (VPS)	50GB	5,000

※消費税及び地方消費税を含む。

※初期接続にかかる費用は含まない。

※利用料に円未満の端数が出た場合は四捨五入する。